

瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則（昭和四十九年広島県規則第三号）新旧対照表

改正	現行
<p>（事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧場所）</p> <p>第二条 法第五条第四項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第五条第三項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の書面を公衆の縦覧に供する場所は、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）の所在地（特定事業場が二以上の市町の区域にまたがる場合にあつては、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする場所とする。以下同じ。）を管轄する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所）及び市町の事務所並びに環境県民局環境保全課とする。</p>	<p>（事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧場所）</p> <p>第二条 法第五条第四項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第五条第三項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の書面を公衆の縦覧に供する場所は、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）の所在地（特定事業場が二以上の市町の区域にまたがる場合にあつては、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする場所とする。以下同じ。）を管轄する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所）及び市町の事務所並びに環境県民局環境部環境保全課とする。</p>